

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 171

2022年2月23日発行 通巻No.181号

創刊2007年2月27日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～15時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆受任第42号男性永眠◆

～謹んでご冥福をお祈りいたします～

後見部会 豊倉和美

平成30年11月に市民後見人の会として42番目に受任した被後見人の男性が、今年1月20日に病院でお亡くなりになりました。享年83歳でした。この方は自宅アパートに住んでいられたが、そのアパートを引き払いその後は品川区内の老健施設に入所され、入所と同時に本会が受任しました。その後、立川の老健施設に移られました。

当初は認知症のみで要介護1でした。最後は要介護4でしたが尿路感染症が悪化し昨年末に入院。様々な医療的処置を行いましたが、主治医より「超高齢のため処置を進めても急変する場合もある」と連絡があり、そのすぐ後に「亡くなった」と連絡がありました。

ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。 合掌

この方への後見活動の経緯は次号にてご報告する予定です。



◆月曜カフェ◆

本会事務局主催の第 32 回月曜カフェが開催されました。

日 時：令和 4 年 1 月 24 日（月）17：30～19：30

場 所：品川区荏原第五地域センター

テーマ：ウィズコロナ下のボランティア活動

発表者：宗村安子会員

進行役：馬庭俊一郎理事 大岡朋子会員

参加人数：9 名

冒頭、馬庭理事より「コロナを前提に今後の活動を進めざるを得ない。困難だが前を向いて進んで行こう」との挨拶で始まりました。宗村さんがこれまでの自身の地域での歩み、後見活動を振り返りながら印象に残った事を熱心に語られました。その内のいくつかを箇条書きで記します。

○後見活動をしてそれが自分のためになった。

○品川区内に越してきて初めは地域の事を何も知らなかった。義母が福栄会のデイサービスに行っていたのでそこで様々な関わりを持った。それが地域での初めての体験。

○高齢者相談員として今は会う事が出来ないが電話連絡をした。電話で相手の方の様子は分かるし、相手の方も電話で交流する事ができたという事が自信となり、彼女自身が前向きになる事ができた。

○地域のネットワーク内の一つとして本会を位置づける。

宗村さんの発表の後、各参加者が熱心に発言し充実した 2 時間でした。



◆募集 !!!◆

新年度（令和 4 年 4 月 1 日～）から本会のこの会報、ホームページ作成に参加される会員の皆さんを募ります。経験ある無しに関わらず「やってみようか」という方は是非手を上げて下さい。チームとして進めて行ければと思います。以下にご連絡ください。

事務局 shimink-jimukyoku@googlegroups.com 080-3912-3259

◆監督人・後見人等連絡会◆

前号で速報した監督人・後見人等連絡会（1月17日）の詳細は以下のとおりです。

監督人からの連絡事項等

- 1 相続人への財産引き渡しに注意して貰いたい。引き渡しの財産からの相続人調査費用の支払いなどは厳禁。手元現金は入金してから口座凍結する。
- 2 社協は後見の中核機関となり、品川区と共に今後個人情報の出し方に一層の注意が求められる。
- 3 新規案件：1月19日に方針決定の予定。後見類型。80代男性。要介護1、長谷川式18点。糖尿病。大腿骨骨折により現在入院中。今後、老健を経て有料老人ホームへの入居を検討する。受任後賃貸アパートの契約解除の予定。親族の関わりは見込めない。4月初旬頃審判確定予定。

当会からの質問・連絡事項等

- 1 会の現況（活動・受任等）の資料提供。
- 2 現在、会の養成講座申込を受け付け中。
- 3 低資産の方の付加報酬申し立てについての考え方（50号さん案件を想定）。
【監督人】会の考え方に基づいて申し立てをしてもらって構わない。そこに監督人が意見を挟むことはない。
【当 会】会内で申し立てをするか否か議論したい。また申し立てをして審判があった場合の後の処理についても検討してみたい。
- 4 商品券の取り扱い。
【当 会】どうしても利用困難な場合、例外的にチケットショップへの売却を認めて貰う事はできないか。
【監督人】地域振興という視点からチケットショップへの売却は認められない。区外老健入所の場合等は、区内で物品購入後本人に渡すなどの工夫をして欲しい。
【当 会】社協の意向は尊重したい。会としては報酬付与等収支状況報告書に欄を作り、商品券の個々の保有状況を把握し管理する予定。
- 5 報告書の書式改定は1月締め2月報告分より使用。
- 6 昨年話のあった通帳の現物確認実施の有無。
【監督人】家裁から監督人に指示があったことなので、1年に1回行うようにする予定だが、どのように行うかは未定。
- 7 繰り越した通帳の取り扱い。
【監督人】保存期間等社協の規定を確認し、返答する。
- 8 監督人への連絡にメールを使用することの可否。
【監督人】現在、監督人宛のメールは使用している。メールによるやり取りは可能。
【当 会】担当者が個々にメールすると煩雑になる可能性もあるので、どのように運用するか検討し、業務効率化に役立てたい。
(記録 杉山麻里子)

◆2021年度1月度理事会議事録◆

- 1 開催日時 2022年1月17日(月) 17時30分～18時40分
- 2 開催場所 荏原第五地域センター第3集会室
- 3 出席理事 朝倉鈴子、内山恵子、大金修、金城清、古賀忠壹、斉藤裕二、杉谷徹夫、杉山麻里子、高原三平、馬庭俊一郎各理事
- 4 オブザーバー 國枝園子、小松統各監事 (敬称略)
- 5 議事 <審議事項>

① 後見担当者について、20号の正担当者の交代について決議した。(着任日は、1月1日とする)

<協議事項>

① 15周年記念事業について以下の通り協議した。

予想外のコロナ感染者の急増により、現時点で組織的に事業展開を図ることは困難と判断する。とりあえず進められる事業からワーキンググループで進めたい。

コロナ終息の見通しがたった段階で、改めて実行組織について検討する。

② 次年度事業計画・予算フォーマットについて協議した。

<報告・連絡事項>

① 新年度理事長方針について以下の連絡があった。(古賀)

「私同様に各担当者もコロナ禍の中、戸惑いながらも元気に活動を続けておられることでしょう。常にご自身の健康に気を付けながら、ここはしっかりと踏ん張ってください。困難な状況の今こそ『市民後見人』の意地を示そうではありませんか。」

② 今後のコロナ対策について、従来の対策を踏襲することとした。(古賀)

③ 2021年度市民後見人養成講座について連絡があった。(杉谷)

④ 監督人・後見人等連絡会(1/17)について報告があった。(斉藤)

⑤ スキルアップ講座(2/9)について別添により案内があった。(杉谷)

⑥ 新入会員1名(社協の市民後見人養成講座修了者)の入会の報告があった。(古賀)

⑦ 2022年度総会に向けての日程等について説明があった。総会日は6月11日(土)とする。(高原)

⑧ 会報1月号の目次について案内があった。(金城)

⑨ 今年は役員改選期にあたる。各部会での検討依頼があった。(古賀)

<今後の予定>

・2月26日(土)市民後見人養成講座① ・2月27日(日)市民後見人養成講座② (記 高原三平)

多くの識者が「人は動き、集まり、会話する自由と権利がある」と言っています。それがままたらな時代ですが、本号で宗村さんが言っているように電話での交流も大事だなと感じる今日この頃です。

先日テレビで中島みゆきが「時代」を歌っている映像が流れ、身に染みました。(編集 金城 清)